

安田修祥・裕美子 若手化学者留学支援事業委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本化学会（以下「本会」という）の研究交流部門規程及び安田修祥・裕美子 若手化学者留学支援事業（以下「本事業」という）の創設に際して取り交わした寄付金の受領に関する覚書（以下「覚書」という）に基づき、研究交流部門内に設置する安田修祥・裕美子 若手化学者留学支援委員会（以下「委員会」という）の組織、運営方法等に関する事項について定め、委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、覚書第2条に定める本事業を実施するための業務を行うことを任務とする。

(構成)

第3条 委員会は、委員長・副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、研究交流部門長が運営会議の了解を得て、研究交流部門長が選任し委嘱する。
- 3 委員は、委員長が選任し委嘱する。
- 4 委員長、副委員長及び委員は、原則として当該事業年度の有機化学ディビジョンの主査、副主査、幹事が務めるものとする。
- 5 委員委嘱後、委員が申請者と直接的に利害関係者となる場合には、委員は継続するが、当該申請者の選考過程には関わらないものとする。

(運営)

第4条 委員会の運営は、研究交流部門規程、安田修祥・裕美子 若手化学者留学支援金交付要領（以下「交付要領」という）及びこの規則の定めるところによる。

- 2 委員会は、必要に応じて開催することができる。

(選考)

第5条 委員会は、申請者から提出された所定の申請書の内容に基づき、支援対象者の選考を行う。

- 2 選考の場には、委員長が指名した者及び安田裕美子氏の出席を認めるものとする。
- 3 選考方法は、1次選考は申請書に基づきメール審議により、最終選考はオンライン面談により行う。

(支援対象者の決定)

第6条 委員長は、選考結果について選定理由書を添えて研究交流部門長に諮り、その承認をもって支援対象者を決定する。

- 2 研究交流部門長は、支援対象者の決定について、本会の理事会で報告する。

(報告等)

第7条 委員長は、支援対象者から提出された留学実施報告書を受領した後、内容を確認の上、研究交流部門長及び安田裕美子氏に報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員会の構成員及び事務局は、申請内容及び委員会での選考、審議等に関する情報を、第三者に漏らしてはならない。また、それらの情報を本事業の任務遂行以外の目的で使用してはならない。

- 2 委員会の構成員は、選考、審議等に関わる書類を複製してはならず、審議終了後はそれらを事務局へ返却するものとする。

3 機密保持については、その職を退任した後も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当することが明らかであるときは、秘密情報から除外する。

① 公知になっているもの

② 委員会の構成員が既に所有していたもの

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、委員会委員長による発議により、研究交流部門長が決定する。

(2026年2月2日 研究交流部門長 制定)